

広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園
給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

広 陵 町

1. はじめに

広陵町（以下「本町」という。）では、安心・安全なより良い給食の提供を行うことを目的として町内小学校5校の学校給食については平成27年度から、認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園は令和8年度から、給食調理業務を民間事業者へ委託している。

現在の給食調理業務の委託契約期間が令和8年7月末で満了となることから、引き続き衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・園児に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた民間事業者へ委託するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

この要領は、給食調理等業務委託にかかる民間事業者の選定に関し、必要な事項を定めたものである。

2. 目的

学校及びこども園における給食のさらなる質の向上を目指し、安心・安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環としての給食の意義を理解し、優れた調理技術、衛生管理手法、経営能力等を有する民間事業者を選定することを目的として実施するものである。

3. 事業概要

(1) 業務名

- ・広陵町立小学校給食調理業務委託（グループ1）
- ・広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食調理業務委託（グループ2）

※グループ単位で業者選定をし、委託契約を締結する。応募は、業務単位ごとに申し込みを行うものとし、併願を認める。

(2) 対象施設等

ア 施設名

広陵東小学校、広陵西小学校、広陵北小学校、真美ヶ丘第一小学校、真美ヶ丘第二小学校、認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園

イ 調理稼働日数

(ア) 小学校

原則182日／年（180～185日の範囲で変更の場合あり）

(イ) 認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園

原則213日／年（210～220日の範囲で変更の場合あり）

ウ 給食提供校・園

(ア) グループ1

広陵東小学校、広陵西小学校

(イ) グループ2

広陵北小学校、真美ヶ丘第一小学校、真美ヶ丘第二小学校、認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園

(3) 業務内容

業務の具体的な内容については別添「仕様書」を参照すること。

なお、本業務委託に含まれない業務は、以下のとおりである。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材の決定及び調達業務
- ・ 学校給食費徴収等業務
- ・ 施設設備の保守点検業務

(4) 履行期間

令和8年8月1日～令和13年7月31日

ただし、令和8年8月1日から当該事業を円滑に進めることができるよう体制を整えておくこと。

(5) 本委託業務における委託料の上限額（消費税及び地方消費税額を除く金額。）

	グループ1(2校):上限額(税抜額)	グループ2(3校・1園):上限額(税抜額)
	広陵東小学校、広陵西小学校	広陵北小学校、真美ヶ丘第一小学校、真美ヶ丘第二小学校、認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園
令和8年度	35,257,760円	47,071,208円
令和9年度	52,886,640円	70,606,812円
令和10年度	52,886,640円	70,606,812円
令和11年度	52,886,640円	70,606,812円
令和12年度	52,886,640円	70,606,812円
令和13年度	17,628,880円	23,535,604円
合計	264,433,200円	353,034,060円

なお、この金額は契約金額を示すものではない。

また、提案見積金額は上表に示す上限額（消費税及び地方消費税額を除く。）を超えないものとする。

(6) 事務局

〒635-0821

奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 総合保健福祉会館「さわやかホール」2階
広陵町教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

TEL : 0745-43-6180

FAX : 0745-54-5324

E-mail : kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 広陵町の令和7・8年度物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格を有する者であること。

- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の許可を有する者であること。
- (4) 給食業務の経営実績については、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - ア 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特定給食施設における給食業務（以下「特定給食業務」という。）について、5年以上の経営実績を有し、令和8年4月現在特定給食業務の契約を締結していること。
 - イ 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食に必要な施設のうち小学校単独調理場での調理業務（以下、「自校調理業務」という。）について、過去5年間で3年以上の経営実績を有し、令和8年4月現在「自校調理業務」の契約を締結していること。
 - ウ 令和8年4月現在、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食に必要な施設において契約している調理委託業務の中で、アレルギー10品目以上の除去食調理等食物アレルギー対応を行っていること。
- (5) 過去3年の間に学校給食調理業務において食中毒事故・事件を起こしていないこと、かつ、重大な過失等により当該委託契約が解除されたことがないこと。
- (6) 過去3年の間に特定給食業務において、食中毒事故・事件を起こした場合においては、その適正な処理がなされていること。
- (7) プロポーザル関係書類提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 奈良県及び広陵町の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、プロポーザル関係書類の提出日から契約締結までの間に、広陵町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (9) 広陵町物品購入等暴力団排除措置要綱（平成24年広陵町告示第67号）別表に掲げる措置要件のうち、下記に示すアからオのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 役員等が暴力団員であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (10) 奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県及び和歌山県のいずれかに本店もしくは支店、営業所を有していること。
- (11) 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、子どもたちのために安全安心な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- (12) 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ文部科学省の定めた「学校給食衛生管理基準」、自社の衛生管理マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務をおこなっ

ていること。

- (13) 1施設で1日500食以上の学校給食調理施設での受託実績を有し、かつ現在も当該施設において1年以上事業を継続している実績が1件以上あること。
- (14) 令和3年4月1日以降、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業許可の取消、営業禁止及び営業停止の処分を受けた者でないこと。
- (15) 製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (16) 契約締結時点で(1)、(7)～(15)の要件を満たしている業務代行者を確保できること。

5. 事務手続き及び事業スケジュール

- | | | |
|------------------|------|-----------------|
| (1) 公告日 | 令和8年 | 5月11日(月) |
| (2) 質問の受付 | 令和8年 | 5月18日(月) 午後5時まで |
| (3) 質問の回答 | 令和8年 | 5月21日(木) |
| (4) 参加表明書の提出 | 令和8年 | 5月29日(金) 正午まで |
| (5) 企画提案書等の提出 | 令和8年 | 6月5日(金) 午後5時まで |
| (6) 提出内容の審査(予定)日 | 令和8年 | 6月12日(金) |
| (7) プロポーザル審査結果通知 | 令和8年 | 6月下旬を予定 |

6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合はその旨を記載した質問書(任意様式)を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年5月18日(月) 午後5時まで
- (2) 提出方法
事務局のメールアドレスに電子メールにて提出し、電話にて受信の確認をすること。
質問がない場合でも必ず質問のない旨を電子メールで提出すること。提出の際はWord形式にて提出すること。
- (3) 回答
回答については、一括でまとめた上で令和8年5月21日(木)までに広陵町公式ホームページにて公開予定(口頭による個別対応は行わない。)
- (4) その他
ア 回答については、質疑書の提出を行った者の名称等は公表しない。
イ 質疑内容によっては回答しない場合もある。

7. 参加表明書の提出

- (1) 提出物
 - ア 参加表明書(第1号様式)
 - イ 誓約書(第2号様式)
 - ウ 企業の概要等(任意様式)

- 事業の沿革、組織等が分かる書類を作成すること。(パンフレット可)
- エ 委託業務事業実績(第4号様式)
- オ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近2年間分)
- カ 業務代行者の概要等(任意様式)

事業の沿革、組織等が分かる書類を作成すること。(パンフレット可)

(2) 提出期限

令和8年5月29日(金)正午までに必着

(3) 提出部数

正本及びPDFデータ各1部

(4) 提出方法

正本は持参又は郵送により事務局へ提出すること。郵送する場合は、「簡易書留」または「レターパック」を用いて送付すること。PDFデータは事務局メールアドレス宛に電子メールで提出し、電話にて受信の確認をすること。

※データ容量がメール受信許容量(10MB)を超える場合は、ファイル共有用のURLを発行するため、事前に電話又は電子メールで事務局まで連絡すること。

(5) 資格確認

提出された参加表明書等を確認し、応募者へ結果を電子メールで通知する。

8. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、別紙1「提出書類作成要領」を参照の上、下記のとおり提出すること。

なお、参加者は本書類の提出をもって、本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。

(1) 提出書類

ア プロポーザル関係書類提出書(第5号様式)

イ 企画提案書(第6号様式-1~8)

ウ 参考見積書(第7号様式)(各年度・各学校、園の詳細内訳見積書も含む。)

(2) 提出受付期間

令和8年6月5日(金)午後5時まで(ただし、土、日、祝祭日は除く。また、持参での提出の場合は本町の開庁時間のうち、正午から午後1時までは除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 提出部数

正本1部及びPDFデータ

(4) 提出方法

正本1部は、持参又は郵送により事務局に提出すること。ただし、郵送する場合は、「簡易書留」または「レターパック」で指定期日必着とし送付すること。PDFデータは事務局メールアドレス宛に電子メールで提出し、電話にて受信の確認をすること。

※データ容量がメール受信許容量(10MB)を超える場合は、ファイル共有用のURLを発行するため、事前に電話又は電子メールで事務局まで連絡すること。

(5) 参加辞退

参加辞退の場合は、辞退届（第3号様式）に必要事項を記入の上、プロポーザル関係書類の提出期限（令和8年6月5日（金）午後5時）までに提出すること。

プロポーザル関係書類を提出後に、参加辞退をする場合、または参加資格を満たさないことがわかった場合は、速やかにその旨を事務局に届け出ること。

9. 審査の方法等

本プロポーザルの審査は、広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食調理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

(1) プロポーザル審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会は資格確認において選定された参加者に対し、提案書類等についての提案内容にかかるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を行う。

ア 開催日時及び場所

日時 令和8年6月12日（金） 9：00～（予定）

場所 広陵町総合保健福祉会館4階中会議室

イ 所用時間

1業者につき40分程度（提案20分、質疑応答約20分）

ウ 出席者

原則として、契約締結後に主担当となる予定の方が説明及び回答をすること。会場に入室できるのは3名以内とする。

エ 資料

プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書等の内容のみとする。

なお、大型液晶モニター及びHDMIケーブルは本町で用意する。

オ 選定方法

提案内容についてプレゼンテーションを行なった上で選定審査基準（別紙2）に基づき採点し、合計点数の上位の者から順に、最優秀者及び次点者を各1者選定する。

参加事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の合計点数が満点の6割未満の場合は特定しない。

カ 選定通知

審査結果については、審査終了後、速やかにプレゼンテーションを行ったすべての参加者に通知する。

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては下記のとおりとする。

ア 書類提出後、事務局より指示がないものについての記載内容の変更、追加及び再提出は認めない。

イ 提出されたすべての書類については返却しない。

ウ 提出された書類については、参加者の了解なく公表しないものとする。

エ 提出された書類については、本プロポーザルに関して必要な場合のみ複製することができるものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア プロポーザル関係書類の提出後に資格要件を満たさない事由が確認された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査委員会が審査の公平性に影響を与える行為があったと判断した場合
- エ 審査委員会が本実施要領に違反すると判断した場合
- オ 著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

(5) 異議申し立て

本プロポーザルの審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

10. 業務委託に関する条件等

(1) 契約について

最優秀者を本業務委託の第1位優先交渉権者とし、契約交渉を行うものとする。

最優秀者が契約を辞退した場合、または契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約交渉を行うものとする。

(2) 委託料等について

ア 履行の確認等について

受託者は、毎月分の業務完了報告書並びに本町が指示する書類を当該月業務終了後、5日以内に本町に提出するものとする。ただし、3月分については同月末日までに提出することとする。本町は業務完了報告書等を受領したときは、本業務が適正に履行されていることを確認するものとする。

なお、業務の履行にあたっては学校給食法、食品衛生法、労働基準法等その他本委託業務に関連する関係法令を遵守することとする。

イ 委託料の支払い

委託料は令和8年8・9月分を初回として、月ごとに支払うものとする。受託事業者は町の業務履行確認を経た上で当該月分の委託料を本町に請求できるものとする。本町は当該請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、本町が受託者に支払う各月の委託料の額は、令和8年8月から令和13年7月までの60ヶ月間の委託契約金額をその契約月数の60ヶ月で除した額とする。

(3) リスク分担方針

業務委託契約締結後の本町と受託者との主なリスク分担方針は次のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		本町	受託者
事業の中止・延期	本町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可等	委託事業実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	本町の指示による変更	○	
	受託者の要求による変更		○
運営費	計画変更以外の要因による運営費用の増大	○	○
施設・設備の損傷	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外については協議するものとする		
性能	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外については協議するものとする		

1.1 事業の実施

(1) 業務委託の継続が困難となった場合の措置

ア 受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、本町は受託者に対し修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。受託者が当該期間内に修復することができなかつたときは、本町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

また本町は、受託者が本委託事業を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的に達することができないと認めるときは、業務代行者に対し本委託事業の実施を求めることができる。

業務代行者は、本委託業務の実施の請求があつたときは受託者に代わって本委託事業を実施しなければならない。

イ 本町の債務不履行の場合

本町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託者は契約を解除できるものとする。受託者が契約を解除した場合には、本町に対しこれにより生じた損害賠償を求めることができる。

ウ 不可抗力等の場合

不可抗力または当事者の責めに帰することができない事由により継続が困難となったときは、本町及び受託者双方により業務継続の可否について協議することとする。一定期間内に協議が調わないときは相手方に対する事前の通知により、本町又は受託者は契約を解除できるものとする。

(2) 業務委託の実施状況の評価

本町は受託者が行う業務について、定期又は随時に評価を行います。その結果、契約書及び仕様書等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は委託料の減額等を行なうことができるものとする。

12. その他

- (1) 本町は、書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る一切の費用は負担しない。
- (2) 提出書類の著作権は、プロポーザルの参加者に帰属します。ただし、本町が本案件に関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、広陵町情報公開条例に基づき書類を公開することがある。
- (3) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- (4) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が別に定めるものとする。
- (5) 参加事業者数、交渉権第1位の事業者及び交渉権第2位である次点の事業者名並びに合計点数については、広陵町公式ホームページで公表する。